

## ■ 平尾墓園の使用者を募集します

平尾墓園の空き墓所について、使用者を随時募集しています。

※生前の申し込み受付はできません。

- 1 対象 次の全てに該当する人
- ①市内に本籍または住所を有する人
- ②現在遺骨を所有し、納骨する場所がないなどの事情のある人
- ③過去に市営墓地の使用許可を受けたことがない人

2 料金 墓所使用料52万5千円(永代)、管理料2千500円(1年につき)

※別途、墓石購入費が必要です。

詳細は環境保全課に問い合わせください。



環境保全課 ☎ 65・1512

## ■ 公共施設のネット予約スタート！

市内公共施設の仮予約や空き状況の確認について、お手持ちのスマートフォンなどから行うよう変更になりました。24時間いつでも施設の空き状況の確認や仮予約を行うことができます。

※仮予約後、施設窓口での申請手続き(使用料の支払い)をもつて予約確定となります。

利用には会員登録が必要です。

左記URLまたはQRコードからご登録ください！

<https://sisetu.city.niihama.ehime.jp>

niihama.ehime.jp

会員登録



### 【対象施設】

文化センター・文化振興会館・ウイメンズプラザ・あかがねミュージアム・市民体育館・山根総合体育館・多喜浜体育館・市営野球場・市民テニスコート・山根公園テニスコート・グリーンフィールド・中秋きらきら公園(夜間使用のみ)

### 【問い合わせ先】

施設により異なります。市HPからご確認ください。

市HP



スポーツ振興課 ☎ 65・1303

## ■ 保育園で仕事体験してみませんか？

保育士資格を生かし、子どもの笑顔に囲まれて楽しく保育の仕事体験をしてみませんか！

「子どもたちのためにもう一度頑張って仕事したいけど、ブランクがあつてちょっと心配」「資格はあるが経験がなく自信がない」と思っている人が保育園で仕事をするために、こんなサポートを実施します。

### 近くの保育園で保育体験

子どもたちと一緒に遊んだり、保育士と一緒に保育を体験したりしませんか。また、経験豊富な保育士たちから保育の話を聞くことや、仕事についての相談もできます。

子どもたちのために、あなたの力を貸してください。

▽対象 潜在保育士、未経験保育士

▽日時 平日の9時～15時

▽場所 市内公私立保育園

詳細はこども保育課のHP (<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/128/>) をご確認ください。

こども保育課

☎ 65・1582

✉ [kodomohoiku@city.niihama.lg.jp](mailto:kodomohoiku@city.niihama.lg.jp)



## 公の施設の指定管理者を募集します

指定管理者制度は、公おおやけの施設の管理について、民間事業者の活力や能力を生かし、住民サービスの向上と管理経費の節減などを図ることを目的としています。

本市では現在、44施設について指定管理者制度を導入していますが、令和4年3月31日をもって指定期間が終了する3施設（左表）について、指定管理者を募集します。

※「公の施設」とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設置する施設です。

## 指定管理者を募集する3施設

施設の名称	齋場	
所在地	磯浦町19番1号	
管理期間（予定）	5年	
担当課 （問い合わせ先）	環境保全課 ☎ 65-1512	

施設の名称	市営住宅	市営活性化 推進住宅
所在地	市内一円	別子山地区
管理期間（予定）	5年	
担当課 （問い合わせ先）	建築住宅課 ☎ 65-1277	

※市営住宅と市営活性化推進住宅は、併せて指定管理者を募集します。

1 募集要項の配布期間  
8月2日（月）～31日（火）の執務時間  
中（8時30分～17時15分）

2 募集要項の配布場所  
市役所本庁（それぞれの施設担当課）および各支所

3 応募書類の提出期間・提出先  
(1) 提出期間

8月20日（金）～31日（火）の執務時間  
中（8時30分～17時15分）

(2) 提出先  
それぞれの施設担当課

4 その他

(1) 施設によって、指定管理者に必要な資格や要件などがあります。詳細は、施設担当課にお問い合わせください。

(2) 指定管理者の指定は、原則応募団体から、選定委員会による審査を経て候補者1団体を決定し、市議会の議決を経て行います。

(3) 管理期間（指定の期間）は、市議会の議決により確定します。

総務課 ☎ 65-1212

## パブリックコメントを募集します

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定により、法に基づく財政上の特別措置などを活用するため、「新居浜市過疎地域持続的発展計画・辺地総合整備計画（案）」を策定しました。計画案を公表するとともに、市民の皆さんの意見を募集します。

1 閲覧期間 8月1日（日）～27日（金）

2 閲覧場所

市役所（1階総合案内、3階総合政策課、行政資料室）、各支所、各公民館、総合福祉センター、ウイメンズプラザ、市ホームページ

3 意見提出方法

8月27日（金）までに、住所、氏名、電話番号、計画（案）に対する意見を記入（様式自由）の上、郵送・FAX・電子メールで提出

4 提出先

〒792-8585 総合政策課

☎ 65-1210 FAX 65-1216

✉ seisaku@city.nihamajp

8月11日は「人権のつどい日」です

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなど必要ありません。気軽に参加してください。

日時 8月11日(水)

時間 19時30分～21時

場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

定員 50人

料金 無料

申し込み 不要

※マスクを着用してご参加ください。

内容 講座「誰のために差別をなくすのか?」

講師 鴻上基志(新居浜市人権啓発指導員)

残念なことながら、現在もお、差別をはじめ、さまざまな人権課題が残っています。

差別問題の解消のためには、「差別問題を自分の問題として捉える」ことがとても大切です。どうすれば自分の問題として「知識や理屈ではなく、体感できるのか」ということを、「誰のために差別をなくすのか?」という視点から、一緒に考えてみませんか?

無理に発言を求めることはありません。気軽に参加してください。

STOP! コロナ差別 愛顔を守ろう!

- ・感染者や医療従事者とその家族などへの差別、偏見、誹謗中傷は、絶対にやめましょう!
- ・SNSなどによる無責任な情報の拡散や個人情報の公開は絶対にしないでください。また、こうした情報に惑わされないように注意しましょう。
- ・私たちの敵は、「人」ではなく、「ウイルス」です。みんなが冷静に行動し、感染症対策に取り組みましょう。
- ・ワクチン接種の有無に関する差別はやめましょう。

人権教育課 ☎65・1243

「大切」なものを守ろう ～上半期火災概況～

令和3年上半期(1～6月)の火災概況がまとまりました。出火件数は21件で、前年比4件増となっています。

火災は、私たちの生活の中で使う身近なものが原因で発生します。出火原因のワースト1位は「こんろ」となっています。こんろによる火災はいずれも火の消し忘れが原因で発生しています。火の取り扱いには細心の注意を払い、「その場を離れない」、離れる時は「必ず火を消す」ようにしましょう。ちよつとした油断が大きな災いとなります。

また、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。火災の早期発見が皆さんの大切な「命」や「財産」を守るための力ギとなります。まだ設置していない家庭は早急に設置してください。既に設置している家庭は、半年に1回を目安に点検をお願いします。

予防課 ☎65・1342

火災概況(過去5年間の比較) (各上半期)

	出火件数	死者(人)	負傷者(人)
29年	16	3	2
30年	17	1	3
元年	17	3	2
2年	17	0	2
3年	<b>21</b>	<b>1</b>	<b>4</b>

出火原因(ワースト3) (各上半期)

	1位	2位	3位
29年	電灯電話などの配線 3件	配線器具・ストーブ・灯火 ほか 各1件	
30年	取灰 3件	配線器具・ストーブ・灯火 ほか 各1件	
元年	放火2件 こんろ2件	ストーブ・放火の疑い・たばこ ほか 各1件	
2年	電灯電話などの配線 3件	たばこ・火遊び・こんろ 各2件	
3年	<b>こんろ4件</b>	<b>放火2件</b>	<b>たばこ・電気装置・火入れ ほか 各1件</b>

※令和3年度全国統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」

## 世界の恒久平和を守るために

市では、昭和32年に「平和都市宣言」を、昭和59年に「核兵器廃絶都市宣言」を行い、平和行政の推進を図っており、原爆・ネル展や出前講座などを通じて、市民の皆さんとともに、世界の恒久平和を目指して取り組んでいます。



▼原爆・ネル展にお越しく下さい

広島、長崎に原爆が投下された当時の写真や惨状を描いた絵画などのパネル展を行います。原爆の犠牲になった人たちのご冥福をお祈りするとともに、戦争や原爆の悲惨さ、平和の尊さを見つめ直す機会として、ぜひ近くの会場にお越しく下さい。

開催日

◎8月2日(月)～6日(金)

大生院公民館

◎8月10日(火)～13日(金)

市役所1階ロビー

◎8月16日(月)～20日(金)

若宮公民館

◎8月23日(月)～27日(金)

浮島公民館

▼原爆死没者の慰霊および平和祈念の黙とうをささげましょう

◎8月6日(金) 8時15分

◎8月9日(月) 11時2分

◎8月15日(日) 正午

◎8月15日(日) 正午

◎8月15日(日) 正午

◎8月15日(日) 正午

◎8月15日(日) 正午

◎8月15日(日) 正午

地域コミュニティ課  
☎65・1218

## 介護保険制度改正のお知らせ

8月1日から、介護保険制度が次の通り見直されます。

1 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者と同じ世帯に、課税所得380万円以上（年収約770万円以上）の65歳以上の人がいる場合、毎月の負担上限額が下表の通り変わります。

2 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

預貯金などの資産要件が負担段階ごとに細分化され、食費の負担限度額が一部見直されます。

詳しくは介護福祉課まで問い合わせください。

介護福祉課 ☎65・1241

✉kaigo@city.niihama.lg.jp



	区分	負担の上限額
新設	課税所得 690 万円以上	140,100 円 (世帯)
	課税所得 380 万円以上～ 690 万円未満	93,000 円 (世帯)
	市町村民税課税世帯で課税所得 380 万円未満	44,400 円 (世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円 (世帯)
	前年の公的年金収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人など	24,600 円 (世帯)
		15,000 円 (個人)
	生活保護を受給している人など	15,000 円 (世帯)